

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

平成27年4月 7日 策定
平成27年8月18日 改定
平成30年8月20日 改定
令和 2年8月31日 改定
令和 3年6月30日 改定
令和 7年8月18日 改定

柏 崎 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 旧柏崎市地域

(1) 現況

本地域は、市街地近郊・平坦地・中山間地と様々な土地利用・条件の中、総農家数、販売農家数とも年々減少し、離農が進み、土地利用型農業を中心として担い手不足が深刻化している。

このような状況の中、集落営農組織や規模拡大志向の個別経営体を中心となる担い手と位置付け、効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、農地の集積を進め、地域一体となった支援が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下、「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、地域一体となった多面的機能の発揮の促進を図る活動と、環境負荷の軽減に配慮した農業の普及を図る。

また、同項第2号に掲げる事業に該当する地域では、併せて対象となる農用地の保全に努める。

2 旧高柳町地域

(1) 現況

本地域は、鯖石川の上流にあつて、黒姫山などに囲まれた自然豊かな地域である。

農用地の占める割合は1割にも満たず、わずかな平坦地と地すべり防止区域内の山間傾斜地に棚田状に点在する未整備田畑が農用地の中心になっており、耕作条件は極めて悪い。

営農形態は稲作を基幹に野菜、山菜あるいは畜産等の複合経営を行っているが、過疎・高齢化の進行と豪雪地帯という自然条件により、農村集落の維持が困難な状況であり、地域一体となった生産体制の整備が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を全域で取り組むこととし、同項第1号及び3号に掲げる事業も併せて取り組むよう働きかけることにより、多面的機能の推進を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図ることとする。

3 旧西山町地域

(1) 現況

本地域は、市域の最北端に位置し、変化に富む海岸線、その背後の丘陵地、田園地域、里山など海と山の魅力に恵まれた地域である。

以前から農業用水不足に悩まされてきた地域であるが、平成22年度の国営後谷ダム供用開始以来、安定した供給が成されている。

今後は農業生産基盤整備を進めるとともに、農用地の効率的な利用を促進する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業の普及に努め、多面的機能を支える共同活動を推進する。また、同項第2号に該当する地域では対象農用地の保全に努めるとともに、全域において3号事業の推進により環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧柏崎地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧高柳町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	旧西山町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次の(1)の対象地域のうち(2)の要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画区域内（農業経営基盤強化促進法に定める地域計画区域）の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

さらに、一団の農用地において、田と田以外が混在し、全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(1) 対象地域

特定農山村法指定地域（旧柏崎市全域、旧高柳町全域、旧西山町の内郷村・石地町）、振興山村地域（旧柏崎市の上米山村・鶺川村）及び指定棚田地域（旧柏崎市の高田村、中通村、上米山村、米山村、上条村、南鯖石村、野田村、鶺川村、北条村、旧高柳町全域）

(2) 対象農用地

ア 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には支払対象とする。なお、1ha以上の面積が必要

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

エ 市長の判断によるもの

緩傾斜農用地（田1/100以上、畑8度以上）においては、次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する場合は対象とする

（ア）急傾斜農用地と連担している場合

・緩傾斜農用地が、1ha以上の急傾斜農用地（団地）と連担していること（ただし、急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等、急傾斜農用地を維持する上で必要な農用地に限る。）。

(イ) 急傾斜農用地と連担していない場合（下記の2要件を満たす場合）

- ・ 保全に向けた共同取組活動が行われる一団の農用地であり、急傾斜農用地の合計面積が1ha以上であること。
- ・ 広域的な集落相互の連携を図るものとして複数集落で協定締結するか複数協定で推進協議会等を組織すること、あるいは、継続的な営農体制の確立を図るものとして、協定参加者に農地所有適格法人（農地法（昭和27年7月15日法律第229号）第2条第3項に規定されているもの）を含むこと。

(ウ) 個別協定の場合

- ・ 協定農用地において、急傾斜農用地の合計面積が1ha以上であること。

2 集落協定の共通事項

集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、当市の地域計画に登載された者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

- (1) 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業またはこれに準ずる事業を通年施行により実施している農用地については、交付対象とする。
- (2) 交付対象農用地が自然災害を受けた場合、その復旧計画を市長に提出するとともに当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。